

USPTO および米国著作権局、NFT に関する調査のための意見募集を実施

2022 年 12 月 1 日
JETRO NY 知的財産部
石原、福岡

USPTO および米国著作権局（USCO）は、11 月 23 日付の官報¹で、NFT²（Non-Fungible Token：非代替性トークン）に関する政策上の課題についての調査を進めるために意見募集を実施すると発表した。

USPTO および USCO は、Patrick Leahy 上院議員（バーモント州選出、民主党）および Thom Tillis 同議員（ノースカロライナ州選出、共和党）による 6 月 9 日付けの書簡³を受けて、NFT が知財に及ぼす影響に関する共同調査を開始していた。今回の意見募集は、この共同調査の一環で行われる。

意見の提出期限は 2023 年 1 月 9 日とされている。意見の提出期限後には、さらなる意見収集のため、NFT と知財に関する公開討論会を 3 回にわたって開催するとしている。USPTO は 1 月 10 日に特許に関する討論会、1 月 12 日に商標に関する討論会を開催し、USCO は 1 月 18 日に著作権に関する討論会を開催する。

今回の意見募集に関する案内や討論会への参加方法などについては、USPTO のウェブサイト⁴においても案内されている。

今回意見を求めている主な内容は以下のとおり⁵。

- 各業界や技術分野における NFT の利用状況
- NFT に関する知財関連の課題の有無
- NFT が知財の保護対象となる製品などに及ぼす影響
- 権利移転、ライセンス供与や権利行使などの活動における NFT の利用状況
- 現在の知財関連法における NFT に関連する課題の有無
- NFT が知財ポートフォリオの管理に及ぼす影響

また、USPTO は USCO との共同調査以外にも、NFT やブロックチェーン技術などの新技術に対応するための商標登録出願に関するウェビナー⁶を 12 月 13 日に開催するなど、新技術に関連する活動を進めている。

（以上）

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-11-23/pdf/2022-25211.pdf>

² 今回の意見募集では NFT を「コピー、代替、細分化できないデジタル識別子で、ブロックチェーンに記録され、真正性と所有権を証明するために使用されるもの」と定義している。

³ <https://www.copyright.gov/laws/hearings/response-to-june-9-2022-letter.pdf>

⁴ Joint study on intellectual property rights and non-fungible tokens

⁵ 13 ある質問の詳細については官報の 71585 頁を参照。

⁶ Registering trademarks for newer technologies: NFTs, blockchain, cryptocurrency, and virtual good